

第6章



地震発生後の対応

<空白>

(1) 土木部災害対策本部の設置

平成23年3月11日14時46分の地震発生後、県は直ちに災害対策法に基づき知事を本部長とする宮城県災害対策本部を設置した。

土木部では、宮城県災害対策本部が設置されたことから、「宮城県土木部災害対策本部及び事務局の組織並びに運営に関する要領」第2に基づき、県庁8階土木部会議室に宮城県土木部災害対策本部を設置し、土木部としての対応方針の決定、被害状況の把握、その後の公共土木施設等の復旧に全力を挙げて取り組んできた。

3月11日	16:20	第1回土木部災害対策本部会議
	18:30	第2回土木部災害対策本部会議
	21:30	第3回土木部災害対策本部会議
3月12日	4:30	第4回土木部災害対策本部会議
	10:00	第5回土木部災害対策本部会議
	14:30	第6回土木部災害対策本部会議
3月13日	18:30	第7回土木部災害対策本部会議
	4:00	第8回土木部災害対策本部会議
	11:00	第9回土木部災害対策本部会議
3月14日	18:00	第10回土木部災害対策本部会議
	7:00	第11回土木部災害対策本部会議
	17:30	第12回土木部災害対策本部会議
3月15日	8:30	第13回土木部災害対策本部会議
	17:30	第14回土木部災害対策本部会議
3月16日	9:30	第15回土木部災害対策本部会議
	17:30	第16回土木部災害対策本部会議
3月17日	9:30	第17回土木部災害対策本部会議
	17:30	第18回土木部災害対策本部会議
3月18日	9:30	第19回土木部災害対策本部会議
	17:30	第20回土木部災害対策本部会議
3月19日	9:30	第21回土木部災害対策本部会議
	17:30	第22回土木部災害対策本部会議
3月20日	9:30	第23回土木部災害対策本部会議
	17:30	第24回土木部災害対策本部会議
3月21日	9:30	第25回土木部災害対策本部会議
	17:30	第26回土木部災害対策本部会議
3月22日	9:30	第27回土木部災害対策本部会議
	17:30	第28回土木部災害対策本部会議
3月23日	9:30	第29回土木部災害対策本部会議
3月24日	9:30	第30回土木部災害対策本部会議
3月25日	9:30	第31回土木部災害対策本部会議
3月26日	9:30	第32回土木部災害対策本部会議
3月27日	9:30	第33回土木部災害対策本部会議
3月28日	9:30	第34回土木部災害対策本部会議
3月29日	9:30	第35回土木部災害対策本部会議
3月30日	9:30	第36回土木部災害対策本部会議
3月31日	9:30	第37回土木部災害対策本部会議
4月1日	9:30	第38回土木部災害対策本部会議

4月2日	9:30	第39回土木部災害対策本部会議
4月3日	9:30	第40回土木部災害対策本部会議
4月4日	9:30	第41回土木部災害対策本部会議
4月5日	9:30	第42回土木部災害対策本部会議
4月6日	9:30	第43回土木部災害対策本部会議
4月7日	9:30	第44回土木部災害対策本部会議
4月8日	9:30	第45回土木部災害対策本部会議
	17:30	第46回土木部災害対策本部会議
4月9日	9:30	第47回土木部災害対策本部会議
4月10日	9:30	第48回土木部災害対策本部会議
4月11日	9:30	第49回土木部災害対策本部会議
4月12日	9:30	第50回土木部災害対策本部会議
4月13日	9:30	第51回土木部災害対策本部会議
4月14日	9:30	第52回土木部災害対策本部会議
4月15日	9:30	第53回土木部災害対策本部会議
4月16日	9:30	第54回土木部災害対策本部会議
4月17日	9:30	第55回土木部災害対策本部会議
4月18日	9:30	第56回土木部災害対策本部会議
4月19日	9:30	第57回土木部災害対策本部会議
4月20日	9:30	第58回土木部災害対策本部会議
4月21日	9:30	第59回土木部災害対策本部会議
4月22日	9:30	第60回土木部災害対策本部会議
4月23日	9:30	第61回土木部災害対策本部会議
4月24日	9:30	第62回土木部災害対策本部会議
4月26日	9:30	第63回土木部災害対策本部会議
4月27日	9:30	第64回土木部災害対策本部会議
4月28日	9:30	第65回土木部災害対策本部会議
5月2日	9:30	第66回土木部災害対策本部会議
5月6日	9:30	第67回土木部災害対策本部会議
5月9日	9:30	第68回土木部災害対策本部会議
5月10日	9:30	第69回土木部災害対策本部会議
5月11日	9:30	第70回土木部災害対策本部会議
5月12日	9:30	第71回土木部災害対策本部会議
5月13日	9:30	第72回土木部災害対策本部会議
5月16日	9:30	第73回土木部災害対策本部会議
5月19日	9:30	第74回土木部災害対策本部会議
5月23日	9:30	第75回土木部災害対策本部会議
5月26日	9:30	第76回土木部災害対策本部会議
5月30日	9:30	第77回土木部災害対策本部会議
6月2日	9:30	第78回土木部災害対策本部会議
6月6日	9:30	第79回土木部災害対策本部会議
6月15日	9:00	第80回土木部災害対策本部会議
6月22日	9:30	第81回土木部災害対策本部会議
6月29日	9:30	第82回土木部災害対策本部会議
7月6日	9:30	第83回土木部災害対策本部会議
7月15日	16:00	第84回土木部災害対策本部会議
7月20日	10:00	第85回土木部災害対策本部会議
7月27日	10:00	第86回土木部災害対策本部会議
8月3日	10:00	第87回土木部災害対策本部会議
8月10日	10:00	第88回土木部災害対策本部会議
8月24日	10:00	第89回土木部災害対策本部会議
9月7日	10:00	第90回土木部災害対策本部会議

9月21日	10:00	第91回土木部災害対策本部会議
10月20日	10:00	第92回土木部災害対策本部会議
11月11日	10:00	第93回土木部災害対策本部会議
11月21日	10:00	第94回土木部災害対策本部会議
12月12日	10:00	第95回土木部災害対策本部会議
1月20日	10:00	第96回土木部災害対策本部会議
3月2日	10:00	第97回土木部災害対策本部会議
3月21日	10:00	第98回土木部災害対策本部会議

(2) 土木部職員の安否確認

東北地方太平洋沖地は最大震度7を記録し、大津波による人的被害が甚大なことが予想されたことから、土木部職員（臨時職員含む）976名の安否確認を直ちに行ったが、沿岸部の事務所は大津波で事務所そのものが被災し、NTT回線、携帯電話が使用出来ない状況となり、個人の固定電話や携帯電話も通話不能となった。そのため、安否確認は非常に困難を極めたが、土木部職員が全員無事と確認出来たのが地震発生後6日目となる平成23年3月17日に土木部全職員の安否確認を終了した。

(3) 初動時における災害復旧体制

沿岸部にある東部土木事務所、気仙沼土木事務所、仙台塩釜港湾事務所、石巻港湾事務所、仙台港背後地土地区画整理事務所は、大津波で事務所そのものが被災したので、災害調査や応急復旧は、内陸部にある事務所で支援することにより、初動体制を確保した。

また、津波で甚大な被害を受けた沿岸市町については、避難所運営などにより人的不足が顕著であったことから、県において災害査定等を支援した。

(4) 他県職員の応援派遣

土木部では発災当初から国、各都道府県及び関連機関から応援派遣（仮設住宅支援、下水道災害調査、災害復旧・復興先遣調査、下水道災害調査）を受けて復旧に取り組んでいるところであるが、平成23年4月からの4道県からの短期派遣に続き、同年6月からは17都道県から83名、同年9月及び10月にはピークとなる100名、そして、同年11月から18都道県から98名の地方自治法第252条の17の規定に基づく長期派遣（自治法派遣）の人的支援を頂いている。

○初動時における災害復旧体制（平成23年3月13日通知）

対応区間	担当・支援担当事務所	現地駐在箇所（案）	当面のルートの確認・被災調査等
気仙沼市 ・旧唐桑町 ・気仙沼市の中心部	気仙沼土木事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	（仮）気仙沼土木 （気仙沼保健福祉事務所）	・国道284号からの進入ルート確認（国道45号の確認） ※国道284号一閉IC～気仙沼は県警が緊急交通指定路線 ・馬場只越・気仙沼唐桑、気仙沼本古線の確認
気仙沼市 ・気仙沼市の南部 ・旧本吉町のうち国道45号 小泉大橋の北側	北部土木事務所 └ 栗原地域事務所 └ 栗原地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	気仙沼市本吉支所	・国道346号からの進入ルート確認 ・気仙沼本古線の確認・馬籠志津川線の確認 ・本吉へ入る代替林道等の確認
気仙沼市 ・旧本吉町の小泉大橋の南側 南三陸町 石巻市 ・旧北上町 ・旧河北町の北上川左岸側	東部土木登米地域事務所 └ 大崎地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	ペイサイドアリーナ	・国道398号から志津川侵入ルート確認（代替農道） ・馬籠志津川線～弘川町向線の確認 ・柳津大橋から国道45号經由国道398号に入るルートの確認（戸倉） ・北上津山線から国道398号に入るルートの確認（旧北上町）
石巻市 ・石巻市の北上川右岸分 東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川左岸	東部土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	東部下水道事務所	・国道45号～河北桃生～国道398号（旧雄勝） ・東松島市から石巻市街地
東松島市 ・旧鳴瀬町の鳴瀬川右岸 仙台土木管内市町村 ・大河原土木対応区間を除く ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当	仙台土木事務所 └ 仙台地方ダム総合事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	仙台土木事務所	・松島町～仙台港、仙台空港から阿武隈川までのエリア
亶理町、山元町 ※ただし直轄海岸分は直轄で 担当	大河原土木事務所 建設センター（沿岸市町村支援）	亶理町町役場	・阿武隈川以南のエリア

○他県職員の応援派遣

災害復旧応援態勢 スケジュール

青文字は短期派遣

所属 (勤務所属)	工種	他県応援職種 (最大必要人数)	人数	支援自治体	平成23年度														
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
防災砂防課	災害査定・設計審査	土木	1	石川県						1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
防災砂防課	災害査定・設計審査	土木	1	兵庫県						1	1	1	1	1	1	1	1	1	
防災砂防課	災害査定・設計審査	土木	2	福岡県						2	2	2	2	2	2	2	2	2	
仙台土木(大河原土木)	道路・橋梁・河川・海岸	土木	4	兵庫県		3	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
仙台土木(大河原土木)	道路・橋梁・河川・海岸	土木	2	岐阜県				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
仙台土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	4	山形県		3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
仙台土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	3	愛媛県		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
仙台土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	2	愛知県				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
登米地域(気仙沼土木)	道路・橋梁・河川・海岸	土木	2	徳島県				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
登米地域(気仙沼土木)	道路・橋梁・河川・海岸	土木	2	徳島県				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
東部土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	5	秋田県		6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
東部土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	3	北海道				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
東部土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	3	三重県				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
東部土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	4	佐賀県				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
東部土木	道路・橋梁・河川・海岸	土木	5	熊本県				5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
登米地域(気仙沼土木)	道路・橋梁・河川・海岸	土木	5	北海道		5	5	5	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
気仙沼土木	道路・橋梁・河川・海岸・港湾	土木	5	東京都					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
気仙沼土木	道路・橋梁・河川・海岸・港湾	土木	5	東京都					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			5							3	3	3	3	3	3	3	3	3	
										2	2	2	2	2	2	2	2	2	
仙台塩釜港湾	港湾	土木(港湾)	1	東京都					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
仙台塩釜港湾	港湾	土木(港湾)	1	石川県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
仙台塩釜港湾	港湾	土木(港湾)	1	鳥取県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
仙台塩釜港湾	港湾	土木(港湾)	1	徳島県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
仙台塩釜港湾	港湾	土木(港湾)	1	大分県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
石巻港湾	港湾	土木(港湾)	5	秋田県					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
石巻港湾	港湾	土木(港湾)	2	富山県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
下水道課	下水道	土木(下水)	2	東京都					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
中南部下水	下水道	土木(下水)	1	富山県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
中南部下水	下水道	土木(下水)	1	石川県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
土木職員				74			17	31	63	65	69	74	74	71	71	69	69	69	
住宅課	災害公営住宅	建築	1	東京都											1	1	1	1	
住宅課	災害公営住宅	建築	1	愛知県											1	1	1	1	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	1	北海道											1	1	1	1	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	2	秋田県					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	2	山形県					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	3	東京都					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
									1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	1	富山県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	2	岐阜県					2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	1	愛知県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	1	福岡県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
営繕課	県有施設(県立学校含む)	建築	1	熊本県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	建築	1	東京都					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	建築	1	三重県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	建築	1	宮崎県										1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	建築	1	鳥取県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	建築	1	愛媛県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	建築	1	大分県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
建築職員				22			0	2	19	19	19	19	19	19	21	21	21	21	
中南部	下水道災害復旧	電気	1	東京都						1	1	1	1	1	1	1	1	1	
中南部	下水道災害復旧	電気	1	新潟県										1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	電気	1	北海道										1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	電気	1	秋田県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	電気	1	山形県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	電気	1	岐阜県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	電気	1	徳島県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	電気	1	熊本県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
教育庁	教育関係施設	電気	1	鳥取県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
電気職員				9			0	1	7	8	8	8	8	9	8	8	8	8	
中南部	下水道災害復旧	機械	1	東京都						1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	機械	1	秋田県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	機械	1	東京都					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	機械	1	兵庫県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
設備課	県有施設(県立学校含む)	機械	1	福岡県					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
機械職員				5			0	1	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
合計				110			17	35	93	97	101	106	106	104	105	103	103	103	
合計(教育庁除く)				104			17	35	87	91	95	100	100	98	99	97	97	97	
短期派遣							17	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(5) 公共土木施設の被災状況と これまでの対応状況

● 道路・橋梁

○被災状況

- ・県全域の道路において路面亀裂や段差陥没が発生、橋梁も橋台背面での段差や落橋防止装置等で被害があったが、地震力を要因とした落橋はなかった。
- ・地震後に発生した1000年に1度といわれる大津波により、沿岸地域は壊滅的な被害を受け、津波で流失したがれき等で多くの道路が閉塞し通行不能となった。橋梁についても、津波外力や橋桁への船舶等の衝突により、8橋が落橋するなど重大な被害があった。
- ・道路災害復旧費は、平成23年末集計で、県管理道路1,437カ所、約515億円となっている。
- ・橋梁災害復旧費は、県管理の橋梁で128カ所、約327億円となっており、道路・橋梁を併せた災害復旧費は、県管理道路で842億円に達している。
- ・今回の災害による県管理道路の通行規制箇所は110路線、274カ所に達しており、特に、沿岸部では津波による道路や橋梁の流失やがれき堆積物による道路閉塞により、広い範囲で交通網が遮断された。その結果、陸路からの人命救助や支援活動ができない状況になった。

○これまでの対応状況

通行規制の早期解除を目指して、路線の重要度を見極めながら目標を立てて段階的に対応してきた。

(震災直後)

目標：被災地域への救援道路の確保、半島部等の孤立集落の解消と幹線道路の緊急車両の通行確保

- ・沿岸部被災地域への救援ルート確保が最大の課題となり、国や自衛隊と連携を図りながら、被災地に向かう道路について優先的に啓開作業や仮設道の設置等応急工事を実施し、数日間で救援ルートを確認。
- ・半島部等の孤立箇所の解消に向けた緊急工事を実施するとともに、緊急輸送道路等の幹線道路を中心に啓開作業や応急工事を行い、発災10日後には孤立集落の解消を図った。
- ・深刻化したガソリン等の燃料不足の解消に向けて、自衛隊等と協力して、仙台塩釜港のエネルギー基地へ向かう燃料輸送ルートを確認し、県民生活の安定に全力を挙げた。
- ・通行可能なルートについて、関係機関での情報共有を図るとともに、積極的な情報発信を行った。

(震災後3ヶ月)

目標：大規模な被災箇所を除き、緊急輸送道路は規制解除、その他道路も片側交互通行を確保

- ・通行の確保に向けて、積極的に応急工事を実施し、6月末までに交通規制箇所の6割で規制解除。

- ・高潮満潮時の浸水で通行に支障をきたす箇所は、可能な範囲で舗装嵩上を実施して通行を確保。
- ・内陸部は災害査定に着手、沿岸部もまちづくり計画等に関する箇所を除き、災害査定準備。

(震災後6ヶ月)

目標：交通規制の早期解除、災害査定推進及び本復旧工事に着手

- ・道路の流失や落橋など大規模な被害があった箇所は、仮設道路や仮橋を設置して通行を確保。(仮橋による通行確保：新北上大橋、定川大橋等)
- ・路面陥没等、損傷が大きい路線については、道路パトロールを強化(週2回から3回)。
- ・内陸部の災害査定は概ね終了、準備ができたところから工事発注、沿岸部でも災害査定に着手。

(震災12ヶ月)

目標：災害復旧工事への早期着手

- ・応急工事や災害復旧工事の着手により、平成23年度末現在の交通規制箇所は、全面通行規制で6カ所、片側通行規制26カ所まで減少(ピーク時は全面通行規制92カ所を含む166カ所で交通規制)。
- ・内陸部では、事業調整が必要な箇所を除き、ほとんどの箇所で工事の発注手続きを行った。また、甚大な被害を受けた沿岸部では、調査・設計に着手した。
- ・通常査定箇所は平成24年度まで、協議設計箇所は平成25年度までの復旧を目指す。また、まちづくり計画等と事業調整を必要とする箇所については、平成27年度までの復旧を目指している。

● 河川

○被災状況

- ・宮城県管理河川324河川のうち、107河川278箇所地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の決壊、堆積土砂や瓦礫による河道閉塞、河川防潮水門の損壊等の被災が生じ、河川災害復旧費は2,420億円となっている。
- ・特に、三陸沿岸では34m、仙台湾岸の砂浜海岸でも14mを超える大津波が発生し、沿岸地域の河川に壊滅的な被害をもたらした。
- ・今次津波により、県内の17水門のうち16水門で閉扉後に甚大な被害を受け、操作不能となった。
- ・地震に伴う広域的な地盤沈下により、海拔0m以下の土地の面積は56km²で地震前に比べて3.4倍となり、河口域では洪水や高潮に対する安全度が著しく低下した。

○これまでの対応状況

- ・津波浸水区域外の堤防決壊箇所については、平成23年5月末までに応急復旧を完了し、迫川の大林地区では平成23年8月中旬に本復旧を完了、透川において

は平成24年2月中旬に本復旧を完了している。

- ・浸水区域内の七北田川・定川・大川等を含む70箇所では応急工事を実施し、台風期前の平成23年8月末までに全て完了した。

- ・津波による破堤のあった砂押川や七北田川では、矢板による仮締め切りを施工し、安全度の確保を図っている。

- ・津波による河口の洗掘が確認された七北田川では、平成23年8月中旬に河口閉塞状態となったが、学識経験者を交えた検討会の意見を踏まえ、平成24年1月末から開始した河床掘削により平成24年2月末までに河口閉塞が解消されている。

○被災状況

- ・宮城県沿岸の建設海岸76海岸のうち海岸保全施設のある63海岸、地震動に起因する堤防の沈下や津波に起因する堤防の欠壊等の被害が生じた。

- ・仙台湾南部の4海岸、29.4kmについては、国による災害復旧が行われる（うち宮城県管理の17.7kmは直轄代行）。

- ・県が復旧を行う62海岸（施設有59+無3）での海岸災害復旧費は、約797億円となっている。

- ・海岸堤防のすべての施設が被災したことにより、波浪や高潮による浸水リスクが高くなった。

- ・また、津波に耐え残った施設においても地震による広域地盤沈下で堤防の高さが不足したため安全度が低下している。

○これまでの対応状況

（応急復旧）

- ・津波により海岸線が変化している箇所や堤防が被災した箇所については本復旧に先立ち応急対策を26箇所で行い平成23年8月に完了している。

第1段階 —H23年6月までに完了

- ・海岸堤防をTP2.0mまでの高さまで仮復旧を実施。

第2段階 —H23年8月まで完了

- ・既存の海岸堤防の高さまでの仮復旧を実施。

（本復旧）

- ・津波による地形変化とその後の高潮による海岸浸食が確認された長渡海岸では、平成23年11月より応急本工事に着手している。

- ・仙台湾南部の北釜・二の倉海岸の直轄代行区間では、平成24年1月29日に堤防復旧着工式が開催され、本格的な復旧に着手した。

- ・県管理の大曲海岸においては、平成24年3月3日に工事着工式を開催しており、今後各地で本格的な復旧に着手することとしている。

● 砂 防

○被災状況

- ・東日本太平洋沖地震による、類を見ない強い地震動で、県内各所において山腹やがけ地の崩落等が発生した。

- ・仙台市太白区緑ヶ丘地内の地すべり防止区域では、長時間の振動により地すべりブロックが再滑動し、地すべり抑止杭により大規模滑動は免れたものの、団地内に開口亀裂や段差が発生するなど被害が発生した外、調査の結果地すべり抑止杭が大きく変形していた。

- ・仙台市青葉区佐手山では、山腹斜面に地すべり性の崩壊が発生し、佐手川に流出して土砂ダムを形成した。

- ・石巻市鹿妻では、振動により斜面上の岩塊が落下して、がけ下のアパートが損壊し隣接する市道が通行止めとなった。この外にも県内各地で小規模ながけ崩れが多数発生した。

- ・仙台市太白区緑ヶ丘では、震災の影響により数戸が自主避難、仙台市青葉区佐手山で4戸が自主避難、石巻市鹿妻ではアパートの9戸が自主避難した。

○これまでの対応状況

- ・平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により被災した箇所については、雨水進入防止等の応急対策を速やかに実施して被害の拡大を防いだほか伸縮計などの計測機器を設置し、避難勧告警戒体制を構築した。

- ・また、東北地方太平洋沖地震及び4月7日の余震により宮城県内では最大震度7（栗原市）をはじめ県内全域において震度5強以上が観測されたことから、二次災害発生のおそれがある箇所を把握し応急対策・避難勧告発令等の対応をいち早く行うため、土砂災害危険箇所7,629箇所に対して緊急調査を平成23年3月から5月にかけて実施した。

- ・その結果、危険度判定A（工事等対応箇所）13箇所、危険度判定B（要経過観察箇所）408箇所を確認し、A判定箇所については災害関連事業等の対策工事を実施し、B判定箇所については基礎調査を実施するなど継続的な観察を行っている。

- ・県が管理する9施設で砂防災害復旧費は、約8億円となっており、大規模な地すべり被害が発生した仙台市太白区緑ヶ丘地内などでは災害復旧工事に着手した。

● 下 水 道

○被災状況

（被災事象）

- ・県が管理する沿岸部の流域下水道3処理場（仙塩・県南・石巻東部の各浄化センター）は、津波（仙塩2.7m・県南5m・石巻東部6.1m）により、甚大な被災を受けた。

- ・内陸部にある流域下水道の4処理場（鹿島台・大和・

石越・石巻の各浄化センター)は、震度6強の地震により地盤の液状化等による被災を受けた。

・市町村が管理する下水道施設についても、県内全域において処理場・ポンプ場・管渠施設が地震及び津波により広範囲で甚大な被害を受けた。中でも、仙台市南蒲生浄化センター・気仙沼市終末処理場の被災が甚大であった。

・東京電力福島第一原子力発電所事故により大気中に拡散され土壌に蓄積された放射能が雨水と共に下水道に流入した。

(被災状況)

・津波被害を受けた処理場・ポンプ場においては、機械電気設備が損壊すると共に、活性汚泥が流失し、水質浄化機能・汚泥処理機能・排水機能を喪失した。

・内陸部の処理場・ポンプ場・管渠は従来から耐震化が進められていたことから、施設機能は確保でき、被災は軽微であった。

・放射能が流入下水に濃縮されることとなり、一部の汚泥で放射能が検出されている。

(影響)

・処理場での揚水機能、中継ポンプ場での送水機能が失われた状態で下水管渠内に汚水が流入し続けたため、市街地において未処理下水の溢水が発生した。また、生物処理による水質浄化機能が失われたため、沈殿消毒の簡易処理をせざるを得なかったことから、下水放流先の水域における水質汚濁が避けられない事態となった。

・放射能の影響により、汚泥処分先であるセメント工場や肥料化工場への搬入を停止するなど、下水汚泥処分に大きな影響が発生した。

○これまでの対応状況

・従来の水処理機能を喪失した流域下水道の3処理場(仙塩・県南・石巻東部の各浄化センター)は、仮設ポンプ等により排水機能を確保するとともに、仮設沈殿池や既存のコンクリート水槽を利用した沈殿・消毒放流を行い、仮設送風機による簡易曝気を行って水質改善に取り組むなど、段階的な復旧工事を進めている。

その結果、仙塩浄化センターと県南浄化センターは平成24年4月、石巻東部浄化センターでは9月に、一部の系列において通常の生物処理を再開する予定としている。

今後も復旧工事を進め、平成24年度内には3処理場の下水処理機能を従来の状態まで回復させる予定としている。

・下水汚泥は、流域の汚泥焼却炉・燃料化施設・消化施設等の汚泥減量化施設が被災したことにより外部搬出量が増加したことから、放射能の影響を確認しながらセメント工場や肥料化工場のほか、最終処分場等の新たな受け入れ先を確保して処理している。

● 港湾

○被災状況

(概要)

・東日本大震災により仙台塩釜港、石巻港では、防波堤、航路、岸壁、臨港道路等の主要な港湾施設が被災し、港湾背後に立地する臨海部産業にも甚大な被害が発生した。

・これにより、東北や宮城のエネルギー供給や自動車、コンテナ、紙パルプ、飼料等の物流機能が停滞し、仙台塩釜港や石巻港を利用しての産業・物流活動が大きな影響を受けた。

・今回の地震における沿岸部の被害の特徴として、津波による被害は基より、地震に伴う地殻変動があり、石巻市牡鹿にて約1.2mの沈下が観測されており、沿岸部においては大潮や高潮による冠水が発生している。

(仙台塩釜港)

・仙台塩釜港では、全施設にわたり約50～100cm沈下した。中野埠頭においてはエプロン直下には5～80cmの空洞箇所が発生した他、舗装版の損傷、ふ頭用地との段差、上部コンクリートや車止めの損傷、ソーラスフェンス、照明灯の損傷が見られた。

・北米向け国際コンテナを取り扱う高砂2号岸壁(水深14m)は約60cm程度沈下し、岸壁が海側に最大70cm程度孕(はら)みだし、背後のふ頭用地も不等沈下した。これに加え、コンテナを積み卸しする荷役機械(ガントリークレーン)4基全てが受電設備、脚部に被害が出た。

・臨港道路は津波漂流物が堆積し車両の通行が出来なくなるほか、照明灯が倒壊するなどした。

・岸壁の前面や航路・泊地には、津波により流出したコンテナや完成自動車が沈没し、計画の水深より浅い箇所が発生した。

・塩釜港区においては、全施設とも40～90cm程度沈下し、岸壁背後のエプロンが陥没するほか、舗装版の損傷、ふ頭用地との段差、陸間の倒壊などの被害が発生している。

(石巻港)

・石巻港では、石炭や原木を取り扱う雲雀野中央ふ頭(13m)が約90～160cm沈下し、岸壁が海側に最大60cm程度孕(はら)みだしている。

・釜地区においては、岸壁が1m程度沈下し、岸壁とその背後の荷捌き地で1～1.5m程度の段差が生じた。

・家畜飼料の原材料となる穀物を荷揚げする荷役施設(ニューマチックアンローダー)は全3基のうち、2基が津波により海中へ流出し、残る1基についても損壊した。

・釜地区の民間企業が保有する専用岸壁や護岸、荷役施設についても、沈下や倒壊するなどの被害が発生した。

・飼肥料などを保管する上屋についても、壁やシャッ

ターが破損するなど上屋の機能が失われた。

〈地方港湾〉

- ・地方港湾においても防波堤や物揚場が大きく被災、沈下により、地域の主産業である水産業に対し大きな影響を与えた。
- ・女川港ではチリ地震津波対策として整備した湾口防波堤が津波により流出した。

○これまでの対応状況

- ・平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により港湾機能が停止したため、緊急支援物資の受け入れや東北地方の産業の生産活動の再開に向けて、航路や臨港道路内の支障物の撤去や埠頭用地内の応急工事などを実施し、6日後の17日には耐震強化岸壁の高松埠頭で緊急支援物資の受け入れを可能とした。
- ・また、仙台港区の石油関連施設が被災したことから、東北地方ではガソリン等燃料不足が深刻となったが、塩釜港区の航路や岸壁の応急復旧工事を行い、一本松地区の石油配分基地から東北各地への早期供給再開を可能とした。
- ・その後、3月25日にはフェリーの運行を再開し、4月7日から自動車運搬船の定期航路が再開した。
- ・6月1日にはコンテナ貨物の取り扱いを開始し、9月30日には震災後初の外貿定期コンテナ航路が再開、平成24年1月22日には北米西岸外貿ダイレクト航路が再開し、全ての岸壁が供用を開始した。
- ・重要港湾である石巻港及び地方港湾である気仙沼港や女川港についても、応急工事を行い工船用船舶等の着岸も可能とし、現在は本復旧工事を行っている状況である。

● 公園

○被災状況

（被災事象）

- ・内陸部2公園（県総合運動公園、加瀬沼公園）は、地震振動により園路・駐車場等に亀裂や段差が生じたほか、液状化によるトイレ浄化槽の浮上などの被害が生じた。
- ・沿岸部3公園（岩沼海浜緑地、矢本海浜緑地、仙台港多賀城地区緩衝緑地）は、地震振動により園路や駐車場、テニスコートに亀裂や段差が生じたほか、津波により遊具施設等が流出倒壊したほか管理棟などの建屋内部が損壊するなどの被害が生じた。

（被災後の措置）

- ・県総合運動公園については、被災園路を通行止めとし、その他区域は一般利用を継続。
- ・加瀬沼公園については、園路や駐車場の路面に亀裂や段差が生じ、また、トイレ浄化槽が破損し使用不能となったため、閉園し公園利用を禁止した。
- ・沿岸部3公園については、地震津波による被災が甚大であったため、閉園し公園利用を禁止した。

○これまでの対応状況

- ・県総合運動場の一部（臨時駐車場敷地）については、七ヶ浜町内、塩釜市内及び多賀城市内から発生した船舶及び木クズの二次仮置場として、平成25年12月末まで使用される見込みである。
- ・加瀬沼公園については、自衛隊の支援活動拠点として5月下旬まで自衛隊員の宿営地として利用された。
- ・岩沼海浜緑地については、行方不明者の捜索及び車両通行等の障害となっている岩沼市内の県道・市道・河川・海岸・農地から撤去した瓦礫及び被災車両等の一次仮置場として、平成24年12月末まで使用される見込みである。
- ・仙台港多賀城地区緩衝緑地については、4月上旬より車両通行や河川流下の障害となっている多賀城市内の県道・河川から撤去した船舶・瓦礫等や多賀城市内における被災自道車の一次仮置場として、平成24年10月末まで使用される見込みである。
- ・矢本海浜緑地については、東松島市内及び石巻市内から発生した瓦礫等の一次仮置場として、平成25年3月末まで使用される見込みである。

● 都市施設（仙台港背後地地区）

○被災状況

（被災事象）

- ・東北地方太平洋沖地震による強い揺れの後、津波が押し寄せ、住宅地区を除く仙台港背後地内のほぼ全域が浸水した。
- ・津波とともに押し寄せた大量のがれきや被災車両が地区内に広く散乱するとともに、流出土砂が地区内に広く堆積し、特に被害が大きい工業地区においては、構造物の倒壊、車両や土砂の流出等が顕著であった。
- ・地区内全域において、車道及び歩道への亀裂や陥没、段差が生じるとともにマンホールの隆起など下水道施設への被害が生じた。

○これまでの対応状況

- ・緊急物資輸送経路確保のため、「海の見える大通り線」と「ポートセンター中央線」の交差点付近において、がれき撤去や舗装補修等の応急復旧工事を最優先に実施した。
- ・また、地区内の道路は地域住民の生活手段として重要な役割を果たしているほか、さまざまな物流ルートとして地域経済にも大きな影響を及ぼしていることから、道路上の津波によるがれきの撤去、応急復旧工事を早急に実施した。
- ・なお、地区内の保留地や公園は、がれき等の一次仮置き場として活用し、災害廃棄物処理を進めた。
- ・街路及び下水道施設の災害復旧事業については、平成23年度末まで全工区着手し、平成24年12月までの完成に向け取り組んでいる。その後は換地処分に向

けた換地計画策定や出来形測量等の作業を進める予定。

● 公営住宅

○被災状況

・県営住宅は、管理する102団地すべてが被災し、概算被害額は5,867百万円。

・このうち、南三陸町の志津川廻館前住宅が津波により、名取手倉田第二住宅1号棟は地震により全壊。黒松第一住宅は不同沈下により建物に傾斜が発生した。

・沿岸部では多くの住戸が床上浸水被害を受けた。
・この他の団地でも、ライフライン、外壁、地盤及び擁壁などに多くの被害を受けた。

○これまでの対応状況

・床上浸水となった住戸は、一部を除いて住民が一旦避難の上復旧工事を実施し、工事はすべて完了し住民は帰宅している。

・ライフライン(電気、ガス、上下水等)にかかる応急復旧工事は、全団地において完了している。本復旧工事も23年度に完了した

・床下浸水、壁等破損、擁壁破損となった団地は、平成23年度に本復旧工事を実施し完了。

・その他被災の団地については、適宜入居者に確認の上、復旧、補修工事を実施している。

(6) 各地方公所の初動時における対応状況

1) 大河原土木事務所

○震災対応状況(職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等)について

- ・職員配備体制 夜間、休日は5～10人/班体制で配備
- ・相談窓口 「被災住宅相談窓口」を設置(相談件数25件)
- ・被害状況確認 3月11日～3月23日までは毎日調査
- ・応急復旧対応 18件の応急工事と13件の災害調査委託を契約 国道349号江尻、白石上山線滝見台、白石川等の応急工事を実施
- ・砂防施設等管理施設の点検
- ・被災建築物・宅地の危険度判定
- ・通学路の安全点検

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・通行規制箇所の早期解除
全面通行規制箇所19箇所→10箇所(3月末)

- ・被災箇所の早期把握
災害査定に向けた資料(設計書)作成
- ・道路の段差、陥没等通行危険箇所の補修
小規模な補修は概ね半月(15日)程度で一段落

2) 仙台土木事務所

○震災対応状況(職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等)について

①職員配備体制

- ・3月12日に職員の安否確認及び登庁確認を終了
- ・6月末日まで土曜、日曜及び祝・祭日を含めて、24時間体制で配備

※ 夜間及び休日の配備(2班～1班:1班6人体制)

②相談窓口の設置

- ・3月11日から通常の許・認可業務について対応(総務及び経理業務についても3月14日から通常業務対応を実施)

③被災状況確認

- ・3月11日道路・河川管理業務委託業者にパトロール実施を指示(津波浸水区域については、現状の安全性を確認の上、実施)

- ・3月12日から職員によるパトロールの実施。併せて道路規制及び被災箇所の確認を随時実施

④復旧対応について

- ・「大規模災害時の応急対策業務に関する協定」等に基づき、3月14日付けで宮城県建設業協会等へ正式に応援協力を依頼。

- ・緊急輸送路の確保及び河川の破堤箇所の応急対策を随時実施

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・緊急輸送路等の通行確保及び通行不能区間の解除
- ・復旧に向けた幹線道路等の災害廃棄物撤去
- ・河川堤防の破堤箇所等の仮応急工事の実施
- ・行方不明者の捜索及び降雨等の二次災害防止に向けた河川等の災害廃棄物撤去

3) 北部土木事務所

○震災対応状況(職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等)について

□事務所全体

24時間配備(平日夜間及び休日)により、情報の伝達・収集、苦情・要望の聴き取り、主管課への定時報告(被災状況、通行規制状況等)を行う。また、栗原市災害対策本部会議で、県管理道路の規制状況と橋梁の緊急点検及び土砂災害危険箇所緊急点検結果について報告を行った。

また、津波による被害が甚大な沿岸地域の支援

として、南三陸町へ応援職員を派遣したほか、旧本吉町の南側の災害調査（県管理道路及び市管理道路）と河川・砂防関係調査を実施した。

□道路・河川等

道路関係は、直営及び管理業務委託業者のパトロールにより被害状況の確認を行い、道路の全面通行止め箇所について早急に応急工事を実施する事により、管内全ての国県道において片側交互通行により交通ルートを確保した。

河川は堤防の沈下・クラック等の被災箇所が多く、大型土のう・ブルーシート等の応急対応資材を確保するとともに、河川管理業務委託及び応急工事の発注により、被災箇所の応急復旧に努めた。

同時に、被災箇所の災害査定に向け調査設計業務委託を発注し、現地で業者と申請内容の確認をした。

□建築

建築職員については、北部土木事務所と一体となった震災対応を基本とし、被災建築物の窓相談対応、被災住宅の応急修理制度の説明会への協力、応急仮設住宅建設のための市町村間、スクールゾーン内危険ブロック塀等の状況確認。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

上記内容を基本に、道路は緊急輸送道路を主体に安全安心な交通確保、河川では余震により被害が増加したため被害箇所の確定、建築は被災建築物の窓口相談対応に努めた。

4) 北部土木事務所 栗原地域事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□事務所全体

24時間配備（平日夜間及び休日）により、情報の伝達・収集、苦情・要望の聴き取り、主管課への定時報告（被災状況、通行規制状況等）を行う。また、栗原市災害対策本部会議で、県管理道路の規制状況と橋梁の緊急点検及び土砂災害危険箇所緊急点検結果について報告を行った。

また、津波による被害が甚大な沿岸地域の支援として、南三陸町へ応援職員を派遣したほか、旧本吉町の南側の災害調査（県管理道路及び市管理道路）と河川・砂防関係調査を実施した。

□道路・河川等

道路関係は、直営及び管理業務委託業者のパトロールにより被害状況の確認を行い、道路の全面通行止め箇所について早急に応急工事を実施する事により、管内全ての国県道において片側交互通行により交通ルートを確保した。

河川は堤防の沈下・クラック等の被災箇所が多く、大型土のう・ブルーシート等の応急対応資材を確保するとともに、河川管理業務委託及び応急工事の発

注により、被災箇所の応急復旧に努めた。

同時に、被災箇所の災害査定に向け調査設計業務委託を発注し、現地で業者と申請内容の確認をした。

□建築

建築職員については、北部土木事務所と一体となった震災対応を基本とし、被災建築物の窓相談対応、被災住宅の応急修理制度の説明会への協力、応急仮設住宅建設のための市町村間、スクールゾーン内危険ブロック塀等の状況確認。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

上記内容を基本に、道路は緊急輸送道路を主体に安全安心な交通確保、河川では余震により被害が増加したため被害箇所の確定、建築は被災建築物の窓口相談対応に努めた。

5) 東部土木事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

①職員配備体制

- ・津波浸水により事務所機能を喪失したため、発災2日後の3月13日に東部下水道事務所に仮事務所を設置し、業務を継続した。
- ・所長を含め職員65名（技術職39名、事務職20名、嘱託6名）で、4月15日までの約1ヶ月間を3日勤務1日休み、夜間は3名宿直の24時間配備体制とした。

②被害状況確認

- ・道路管理業務委託業者は、「震度4以上」で、自動的にパトロールを実施することとしており、発災後、パトロールを開始したが、津波により沿岸部は中断した。
- ・現地調査により、当所管理の道路および河川海岸に打ち上がった被災船舶や車輛、流出家屋の調査を実施した。

③応急・復旧対応等

- ・順次、活動可能な業者を確保し、国道及び県道の崩土除去、盛土、瓦礫撤去作業を開始した。
- ・河川及び海岸の破堤箇所は、地盤沈下による潮汐と戦いながら仮締め切り作業を行った。
- ・応急工事が本格化すると、ガソリン及び軽油などの燃料不足が深刻化した。
- ・自衛隊など土地勘のない支援者等が迷わず被災地まで到着できるよう、案内標識を設置した。
- ・現地調査した内容（船舶番号及び車体番号など）から、所有者を特定し、ガレキとして撤去してよいかの承諾の取付けを行った。
- ・被災した事務所建物内の備品、保存書類の整理保

管業務を行った。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

①緊急車両等の輸送路確保及び孤立地区の解消

- ・今回の震災は津波による家屋の損壊が甚大で、災害廃棄物が道路を塞ぎ人命救助及び救援物資の輸送の妨げとなった。
- ・行方不明者の捜索車両や救援物資車両の輸送路確保、孤立地区の解消を重点的に実施するとともに、同様な活動を展開していた自衛隊からの要望（特殊車両の輸送路確保等）に対応した。
- ・震災直後は災害廃棄物を道路脇に寄せ通行を確保し、次の段階で2車線確保のため、災害廃棄物を緊急保管場所に運搬し、最終的に歩道を含む道路敷全ての災害廃棄物を撤去した。
- ・主な路線の状況は以下のとおり

【(主) 河北桃生線】

・石巻市北上町針岡地区や大川地区では、津波による堤防決壊と同時に道路も流出したことから、河川管理者（国）と調整を行い、北上川右岸の高水敷に仮設の道路（ズリ石投入、敷鉄板設置）を設置し、輸送路を確保した。

【(主) 石巻鮎川線及び(一) 牡鹿半島公園線】

- ・石巻市牡鹿町鮎川地区に通じる本線では、道路陥没、法面崩壊及びガレキ堆積などが発生し、沿線集落が孤立したことから、輸送路確保のため、ガレキ撤去などの応急工事を実施した。特に(一) 牡鹿半島公園線は、頻発する余震により路面クラック発生等の被害が進行したことから、一般車両の通行止めを行うとともに、迂回路を確保した。

【(主) 奥松島松島公園線】

・東松島市宮戸地区に通じる本線は、津波により同地区へ通じる唯一の橋である「松ヶ島橋」の橋台背後が流出し、さらに、宮戸地区内ではガレキ堆積等により通行不可となったことから、橋台背後の盛土工事を行うこと共に、自衛隊と共同でガレキ等の撤去工事を実施した。

【(一) 石巻雄勝線】

・石巻市雄勝地区を孤立させないため、冬季閉鎖中であった一般県道の崩土除去及び除雪を行い、通行を確保した。

②破堤した海岸堤防及び河川堤防の応急工事の実施

- ・東松島市大曲地区の定川右岸堤及び野蒜地区の洲崎海岸等の堤防が津波により破堤したことから、仮締め切り工事を実施すると共に、国土交通省と連携し排水ポンプ車による内水排除を実施した。
- ・沿岸部での行方不明者の捜索等で同様な活動を展開していた自衛隊からの要望（特殊車両の輸送路確保等）に対応した。

③災害復旧調査の着手、市町支援体制の構築

- ・早期の災害復旧事業に着手するために被害状況の

把握を目的とする被害状況調査を開始した。

- ・当初は、県職員は瓦礫処理や応急復旧工事に専念していたため、調査を測量会社等に依頼した。
- ・石巻市、東松島市及び女川町から県に対し市町管理公共土木施設の災害査定に係る調査・設計に関する支援要請があったことから、(社)宮城県建設センター及び秋田県の応援を受け、被害状況調査を実施した。
- ・調査の結果、県及び市町管理の公共土木施設の被害状況が甚大であり、現有職員の体制では対応が不可能であることが判明したため、他県に対し災害査定等の復旧事業に従事する応援職員の派遣要請を行うと共に、受け入れ体制等の調整及び準備を行った。

6) 東部土木事務所 登米地域事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・道路に段差や大きな亀裂があり通行に支障となっている箇所については、道路管理者の協力で当日中に通行できる最低限の措置を講じた。
- ・通行に大きな障害である路面陥没や堤防の崩壊した箇所は、「災害時応援対策の協力に関する協定書」に基づき宮城県建設業協会登米支部に応急工事を依頼した。
- ・被災した橋梁の調査・設計を「災害時応援協定」に基づき(社)宮城県測量協会と(社)建設コンサルタント協会に依頼した。特に緊急輸送路に指定されている「錦橋」「豊里大橋」「錦桜橋」については、応急工事を実施した。
- ・沿岸部の土木事務所に代わり、津波により大きな被害があった南三陸町と石巻市北上町の県管理国道・県道及び河川の応急工事を支援した。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・通行止めとなっている「錦橋」外2橋の早期の解放を目指し、河川管理者と協議するとともに設計を進めた。
- ・沿岸部の被災者救助するために、重要な路線である国道398号の応急工事を気仙沼土木に代わり実施した。

7) 気仙沼土木事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・気仙沼市災害対策本部へ道路に関する情報（通行止、通行可能）提供

- ・また、気仙沼市及び南三陸町災害対策本部からの情報収集
- ・被害状況調査、応急対策を実施
- ・建築関係の相談対応、被害状況の確認

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・道路、河川、港湾等被災調査の実施
- ・道路の通行確保等応急工事を実施

8) 仙台塩釜港湾事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制について

- ・3月13日から代替事務所を仙台土木事務所3階会議室に設置し、災害対応業務を開始
- ・塩釜支所には日中1名配置し、その他は全員仙台土木事務所勤務
- ・夜間は、3月12日5名、13日10名（2班）、14日から17日まで4名（1班）、3月18日から4月11日まで2名で配備し、翌12日から夜間配備解除
- ・休日の日中は、5月15日まで2名で配備し、5月21日から休日配備解除
- ・塩釜支所職員は仙石線の部分開通後（4月中旬）に通常勤務
- ・多くの職員は自家用車が津波で被災したため、公共交通が回復するまで徒歩自転車バイク等で通勤

□通信手段の確保について

- ・震災翌日から港湾事務所の携帯5台（基地用1台現場用4台）、14日からは衛星携帯電話1台、仙台土木事務所の固定電話2台、内線1台を設置
- ・港湾関連企業との情報連絡として、事務所携帯1台を基地局として設置して連絡体制を整備

□県庁との情報ネットワークの確保について

- ・被災した事務所から使用可能なパソコンを仙台土木事務所に持込み、16日から仙台土木事務所のみやぎハイパーウェブに繋いで、県庁とのネットワークを再開（当初はパソコン5台）

□公用車の確保について

- ・事務所の公用車8台の内、トラック1台、塩釜支所の3台（内軽トラ1台）を残して4台が津波により流出・県庁から2台緊急配車されたが実質4台で災害対応

□被害状況確認について（仙台港区・塩釜港区）

- ・3月13日から1班2、3名体制、毎日1、2班で立入可能な地区からパトロールを開始
- ・緊急物資輸送のため、港内の緊急輸送道路と航路や泊地の被害状況把握を最優先
- ・数日間は、多くの港湾道路が車両通行不能であり、現地では徒歩による確認が主であったため時間を要し、また、情報も錯綜して、被害状況の把握に混乱

を来す

- ・沿岸地域全体が地震で沈下したが、接岸不可能な岸壁は数カ所のみ

・背後ヤードは沈下や段差、亀裂が見られるものの、機能的には早期再開が可能な状況

- ・上屋（倉庫）もほとんど被災し、保管物資も流出
- ・その他、仙台港内は照明灯や給水設備等も全て被災

・仙台港区の高砂コンテナターミナルでは、津波によりコンテナが約2000個流出し、残る約2400個もヤード内に転倒や破損しながら散乱し、管理棟、受変電設備、クレーン等、施設や設備の全てが被災

□応急・復旧対応について（仙台港区・塩釜港区）

- ・国土交通省や県の建設業団体との災害協定に基づき、14日から緊急災害工事に着手するとともに、自衛隊や海上保安庁等の支援を受けながら、緊急物資輸送の早期確保のため、港内の緊急輸送道路、航路及び泊地の啓開作業から開始

・特に油供給不足の早期回復のため、塩釜港区の航路と泊地の浮遊物や転落物の除去作業を最優先に実施

・また、被災したふ頭においては、港湾利用の早期回復のため、岸壁との段差に擦り付け舗装や野積場に仮設フェンスを設置し、背後の浸食や浸水の恐れのある被災護岸には、大型土のう積工などの応急工事を実施

・震災後1か月で、水深や背後ヤードの亀裂等で多少制限があるものの、使用可能な岸壁数は、仙台12/14（フェリー含む）、塩釜14/20にまで回復

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

□港内の幹線道路の啓開作業による緊急物資輸送路の早期確保

- ・震災廃棄物（ガレキ）処理、特に被災車両の撤去作業を優先的に実施

□港内の航路と泊地の啓開作業による緊急物資の海上輸送の早期確保

- ・船舶の安全な航行と接岸を確保するための転落物や浮遊物等の撤去処理

・特に塩釜港区の石油占用栈橋がある貞山堀航路と、コンテナが多く沈んでいる仙台港区の中央航路を優先的に実施

□ふ頭内の応急工事による港湾利用の早期再開

- ・被災しているものの使用可能な岸壁を最大限活用するため、利用再開状況に応じて仮舗装や仮設フェンスの設置等を実施

9) 石巻港湾事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、

被害状況確認、応急・復旧対応等について

□職員への配備について

- ・事務所機能が失われたことから職員（港湾課からの派遣職員2名を含む）は東部下水道事務所を仮事務所として被災調査業務を行った。
- ・一部の職員は港湾課勤務とし事務所との連絡調整やバース調整を行った。勤務については土日祝交代勤務。
- ・公用車については6台中5台が流失したため県庁より2台を借り受けた。

□被災状況確認について

- ・災害調査、測量、設計を早期に実施できるように発災後1週目までに職員による被災状況の確認（石巻港のみ）車両通行が不能なことから徒歩にて被災調査を行った。

□港内全区域における応急・復旧作業について

- ・業者による道路の啓開、早期緊急物資輸送に対応した航路等の掃海作業、道路の損壊部、防潮堤の破堤部の仮復旧に向けた応急工事。
- ・臨港道路のがれき撤去及び震災ゴミ置き場対策
- ・船による緊急物資輸送の緊急物資受け入れに係る調整及び岸壁の応急対策
- ・港内企業及び行政機関がすべて被災したことにより連絡体制の確立

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・緊急支援助物資船の受け入れに係る復旧及びその対応（3月23日初入港）
 - ・臨港道路の機能回復（幹線暫定復旧3月20日完了）
 - ・道路、航路の確保
 - ・震災ゴミ対策

10) 中南部下水道事務所○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・仙塩浄化センターの中南部下水道事務所が甚大な被災を受けており、避難勧告も継続中のため、管理棟での継続的業務が不可能と判断し、仙台土木事務所に移動した。
- ・3月13日8:45 仙台土木事務所3F大会議室に仮事務所を開設。以後、4月24日まで仙台土木事務所を起点として復旧作業等に取り組んだ。
- ・県庁下水道課と情報連絡するため、調整連絡員を指名し、毎朝県庁で打合せを実施
- ・3月13日 流域管渠の被災現地調査の手順を提示された。
- ・3月14日 4流域下水道の被害調査を開始、ポンプ場、管渠の調査を開始
- ・3月14日 事務所職員全員の安否が確認され、全員無事であった。
- ・3月18日 事務所に対するコンサルタント協会による災害支援が開始された。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・管轄の流域下水道に内、処理場（浄化センター）

が壊滅的な被害を受けた「仙塩流域下水道（仙塩浄化センター）」及び「阿武隈川下流域下水道（県南浄化センター）」について、下水道管渠からの溢水対策と処理場の仮復旧に重点的に取り組んだ。

- ・溢水対策とし、仮設ポンプによる汚水排除を重点的に取組、ポンプ、発動発電機、燃料等の確保が必須であった。
- ・比較的被害が軽度であった「吉田川流域下水道（大和浄化センター）」及び「鳴瀬川流域下水道（鹿島台浄化センター）」については、ポンプ場、処理場の運転するため電源の確保が必要であり、商用電源が復帰するまでの仮設電源を動かすための燃料確保が必須となった。

11) 東部下水道事務所○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

- ・職員の配備体制は、被災当日は出張や自宅が被災した等で出勤できない職員以外は全員出勤で夜間もその体制を継続した。夜間の体制は3月12～13日は2班体制（8人）、3月14～21日は1班体制（4人）、3月22日～4月11日は半個班体制（2人）とした。休日の体制は、3月12、13日は全員体制を継続し、3月19、20、21、26、27日は3班体制（12人）、4月2、3、9、10、16、17は半個班体制（2人）とした。
- ・停電と水処理設備が被災した石巻浄化センターは、復電と機器復旧により3月26日から高級処理を開始した。
- ・停電と中央監視装置が被災した石越浄化センターは、復電により3月16日から高級処理を開始した。
- ・処理機能停止により異臭が発生したことから、石巻浄化センター周辺住民に対し、浄化センターの状況を、ちらしの配布・説明を戸別訪問で行った。
- ・応急工事に必要な燃料の入手が、請負業者では困難であったことから、事務所でも燃料確保を行った。
- ・石巻市が実施している公共下水道の浸入水調査及び止水作業を支援した。
- ・北上川下流東部流域の市町の沿岸部が壊滅的な被災を受けたことから、東部浄化センターへ流入する汚水量を推定し、段階的な災害復旧工事のスケジュールを作成した。
- ・汚泥処分先が被災したことから、受け入れ先を調査・検討した。
- ・汚泥運搬車両に、災害派遣等従事車両証明書を発行した。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・指定管理者、設備業者及び設計コンサルタント等に協力を依頼して、管路、浄化センター及びポンプ

場の被災調査を行った。

- ・マンホールからの溢水を防止するため、流域市町と協力してマンホールへの仮設水中ポンプの設置及び部分的に汚水量が少ない場所についてはバキューム車により汚水を汲み上げ処理場に運搬した。
- ・応急仮工事及び応急本工事の設計・積算・緊急随意契約を行って、復旧工事を推進した。
- ・津波で1階から地下まで水没し、処理施設が壊滅的な被災を受けた東部浄化センターで、3月25日から0次放流を開始した。
- ・震災発生後2ヶ月以内に一次放流を開始するために、応急復旧工事を行った。
- ・処理機能を停止した東部浄化センターに汚水を極力流入させないために、関係機関と協議し、河北・桃生幹線の石巻第2ポンプ場（真野地区大原地内）の隣接地に仮設沈殿池を設置して、3月26日から旧北上川に一次放流を開始した。
- ・周辺住宅地への異臭発生と放流水による環境への負荷を軽減するために、仮設沈殿池の定期的（20日毎）に污泥引き抜きと放流水と旧北上川の水質調査を実施し、河川管理者及び利水権者（広域水道企業団）に情報提供した。

1 2) 仙台地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・仙台及び東部土木事務所への支援（職員派遣及び車両の貸出）
- ・被災の大きい仙台及び東部土木事務所へ各2名の職員を3月15日から派遣した。
- ・仙台は3月22日まで。東部は4月26日まで
- ・夜間・週休日の勤務態勢（連絡員2人）・・・①派遣職員を除き3月31日まで配備
- ・大倉ダム白沢水位観測所の法面崩壊による一部埋没・・・復旧工事の検討
- ・樽水ダム寺野警報所の津波による施設の傾き・撤去作業の検討
- ・南川ダム：鞍部ダムのアスファルトフェイシングの亀裂発生・・・復旧工事の検討
- ・七北田ダム天端のクラック発生・・・亀裂部をシートで覆った。

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- 非常用自家発電機の燃料確保・商用電源復旧までの非常用自家発電機の稼働に当たり、軽油タンク容量が小さく補充燃料の確保に奔走した。（仙台地方ダム、樽水ダム、惣の関ダム及び笹倉山無線中継所）

1 3) 大崎地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□職員配備体制

- ・地震発生から復電（3/16）までは全職員による配備とし、各ダム管理事務所にも常駐した。
- ・復電後（3/17～）は2人体制による3交替制の配備体制とした。
- ・災害調査の支援で2名を登米地域事務所に派遣した。（3/17～3/18）

□被害状況確認

- ・地震発生後、即時に各ダムの緊急点検を行い、ダム堤体等の安全を確認した。
- ・庁舎やダム施設の被災状況の確認を行い、被災報告を行った。

□応急・復旧対応

- ・上大沢ダムの放流管の漏水に対して取水塔を閉塞、ポンプによる排水等の応急対応を行った。
- ・ダム施設の小規模な被災は応急復旧工事として対応した。（2件）
- ・災害復旧を申請するため、災害調査設計業務を発注した。（2件）

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ダム施設の安全確保、機能維持のために、余震発生の度に緊急点検（5ダム合計20回）を行い、安全を確認した。

1 4) 栗原地方ダム総合事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

□配備体制

- ・3月11日～3月14日 非常配備体制
- ・3月15日～3月18日（夜間休日）5名体制
- ・3月19日～3月25日（夜間休日）3名体制
- ・3月26日～（夜間休日）2名体制

□3月18日 被災状況調査

□被災箇所応急復旧工事の発注

- ・若柳水位計、留場水位計、荒砥沢ダムモニター、小田ダム照明灯、小田ダム舗装（取水塔）

□3月25日、4月8日 花山、荒砥沢、小田ダム二次点検

○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- ・震災により減少した東北電力の電力供給量を少しでも補うため、花山ダム直下にある細倉金属（株）発電所の発電量が多くなるようにダムからの放流量

を可能な限り増加させ電力量の確保に努めた。
 ・荒砥沢ダム湖右岸上流部斜面に発生したクラックを職員による追跡調査を行った。

概ね完了
 H23.4.27 仙台市にて1号公園から被災車両を移動

15) 仙台港土地区画整理事務所

○震災対応状況（職員配備体制、相談窓口の設置、被害状況確認、応急・復旧対応等）について

3/11（金）

- ・東日本大震災の地震・津波により事務所（アクセル）にて配備（事務所に配備した職員数：16名）（2名は他事務所、自宅待機1名は産休中）
- ・事務所（3階）内は、天井の剥離脱落、壁の亀裂、事務機器・書類など脱落散乱など業務続行は不可能さらに停電、断水

3/12（土）

- ・被災状況調査
- ・昼頃までアクセルに滞在
- ・午後 職員は徒歩で中野栄駅まで移動
- ・仙台土木の公用車を借用し、ピストン輸送して、仙台土木に移動
- ・仙台土木の会議室を間借りして、そのまま配備継続

3/13（日）

- ・地区内道路被災調査（～3/16） 3/14（月）
- ・緊急物資輸送路確保のため応急復旧工事を実施
 作業時間：16:30～18:30 施工業者：奥田建設、スバル興業

場所：海の見える大通り線×ポートセンター中央線交差点周辺

内容：支障車両移動及び覆土撤去（車道関連）

3/17～

- ・区画整理区域内応急復旧工事着手（道路・公園等の車両の移動、がれき、土砂の撤去）

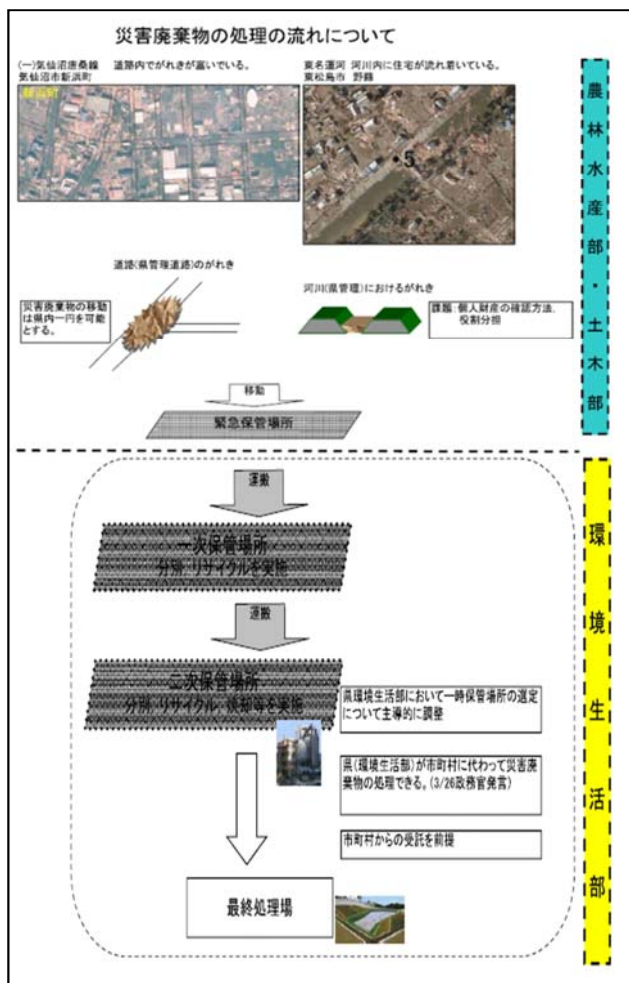
○地震発生後1か月間において重点的に取り組んだ対応について

- H23.3.13～16 職員による地区内道路被災調査
- H23.3.17 応急復旧工事着手
- H23.3.23 仮換地・保留地証明、法76条申請の受付再開 対応にはお時間をいただく場合があります
- H23.3.24 公共用地内にある自動車等の移動についての周知開始
- H23.3.28 公共用地内にある自動車等の仮置き場への移動を開始
- H23.4.5 道路及び下水道の災害調査・測量を開始、道路の段差解消等の応急工事实施
- H23.4.13 公共用地内にある自動車等の仮置き場への移動 概ね完了
- H23.4.23 公共用地内のがれき・土砂撤去

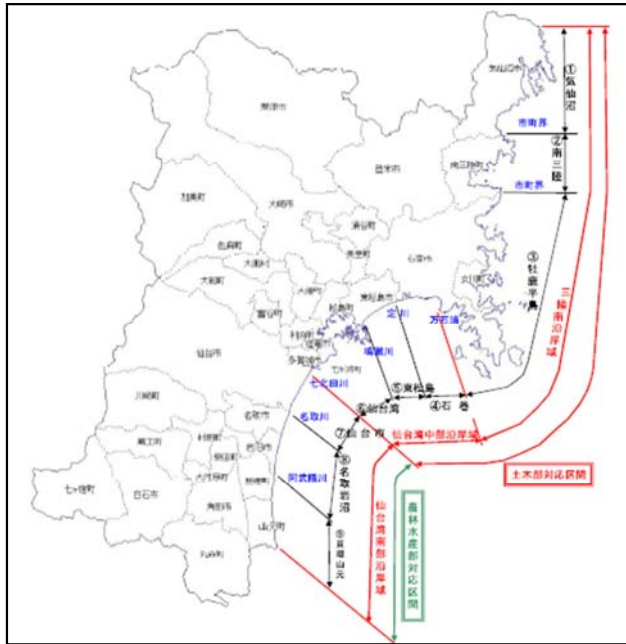
(7) 公共土木施設における災害廃棄物

公共土木施設の災害復旧・復興を早期に行うため、平成23年3月中旬から災害廃棄物の撤去を進める一方で、「津波被害沿岸部市町における災害廃棄物処理の基本方針について」を4月1日に策定し、県内の津波沿岸部市町の災害廃棄物処理を統一した方針で行い、平成23年12月中旬に完了した。

○災害廃棄物処理の流れ



○災害廃棄物処理区域図

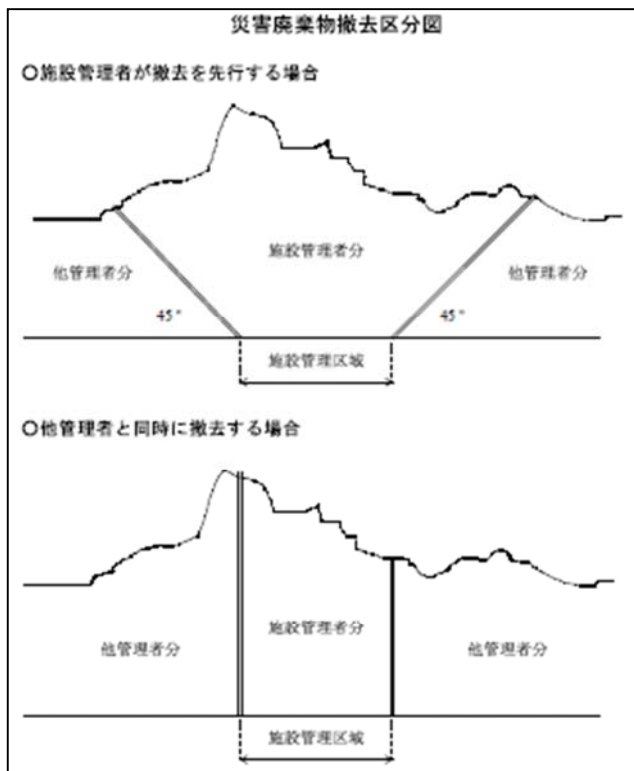


○災害廃棄物処理結果

施設名	対象路線・河川数及び	撤去量 (千m ³)
道路	45 路線	215
	165.4 km	
河川	61 河川	225
	154.4 km	
海岸	29 海岸	50
	35.5 km	
公園	3 公園	6
	71.1 ha	
港湾	110 路線	160
	59.6 km	
下水道	6 施設	35
	43.8 ha	
仙台港背後地 (道路)	1 地区	7
	9.9 km	
合計		698

※港湾については主要港湾（仙台塩釜港・石巻港・気仙沼港）を対象とする

○災害廃棄物処理区分図



(8) 公共土木施設における放射線量及び

1) 県内各港湾における

放射線量

福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害対策として、仙台港区高砂コンテナターミナルでは平成23年5月18日から、塩釜港区貞山1号ふ頭では平成23年6月14日から、石巻港中島埠頭では平成23年5月24日から当分の間の大気中の放射線量、海水中の放射能を測定している。

この大気中の放射線量、海水中の放射能を測定することにより、県内の各港湾で放射能に異常がないことを確認している。

○県内の各港湾における大気中の放射線量

(単位：μSV マイクロシーベルト/h)

年月日	①仙台港区	②塩釜港区	③石巻港
平成23年5月18日	0.065	—	—
平成23年5月24日	—	—	0.080
平成23年6月14日	0.030	0.044	0.070
平成23年6月17日	0.028	0.057	0.060
平成23年6月21日	0.033	0.044	0.076
平成23年6月24日	0.029	0.039	0.058
平成23年6月28日	0.031	0.043	0.065
平成23年7月1日	0.029	0.039	0.055
平成23年7月5日	0.044	0.038	0.058
平成23年7月8日	0.030	0.043	0.076
平成23年7月12日	0.036	0.049	—
平成23年7月13日	—	—	0.052
平成23年7月15日	0.041	0.041	0.072
平成23年7月19日	0.041	0.042	0.064
平成23年7月22日	0.043	0.042	0.067
平成23年7月26日	0.038	0.051	0.065
平成23年7月29日	0.040	0.042	0.072
平成23年8月2日	0.039	0.048	0.073
平成23年8月5日	0.044	0.040	0.062
平成23年8月9日	0.042	0.049	0.061
平成23年8月12日	0.040	0.043	0.060
平成23年8月16日	0.044	0.045	0.064
平成23年8月19日	0.035	0.037	0.064
平成23年8月23日	0.047	0.037	0.051
平成23年8月26日	0.041	0.047	0.055
平成23年8月30日	0.041	0.036	0.049
平成23年9月2日	0.034	0.044	0.053
平成23年9月6日	0.048	0.038	0.055
平成23年9月9日	0.040	0.041	0.064
平成23年9月13日	0.038	0.037	0.056
平成23年9月16日	0.044	0.036	0.065
平成23年9月20日	0.043	0.037	0.073
平成23年9月22日	0.042	0.036	0.059
平成23年9月27日	0.036	0.039	0.068
平成23年9月30日	0.037	0.042	0.061
平成23年10月4日	0.038	0.037	0.066
平成23年10月7日	0.040	0.039	0.056
平成23年10月11日	0.035	—	0.069
平成23年10月12日	—	0.039	—
平成23年10月14日	0.032	0.043	0.053
平成23年10月18日	0.032	0.034	0.065
平成23年10月21日	0.032	0.033	0.065
平成23年10月25日	0.032	0.045	0.067
平成23年10月28日	0.034	0.037	0.063

(単位：μSV マイクロシーベルト/h)

年月日	①仙台港区	②塩釜港区	③石巻港
平成23年11月1日	0.029	0.035	0.065
平成23年11月4日	0.040	0.040	0.060
平成23年11月8日	0.042	0.033	0.067
平成23年11月11日	0.039	0.039	0.075
平成23年11月15日	0.041	0.034	0.082
平成23年11月18日	0.044	0.036	0.076
平成23年11月22日	0.039	0.033	0.069
平成23年11月25日	0.040	0.032	0.066
平成23年11月29日	0.038	0.045	0.068
平成23年12月2日	0.036	0.044	0.057
平成23年12月6日	0.033	0.033	0.064
平成23年12月9日	0.038	0.037	0.063
平成23年12月13日	0.032	0.037	0.072
平成23年12月16日	0.024	0.050	0.056
平成23年12月20日	0.023	0.039	0.061
平成23年12月22日	0.024	0.039	0.063
平成23年12月27日	0.022	0.046	0.080
平成24年1月6日	0.029	0.043	0.062
平成24年1月10日	0.022	0.039	0.056
平成24年1月13日	0.030	0.038	0.059
平成24年1月17日	0.029	0.037	0.067
平成24年1月20日	0.030	0.036	0.054
平成24年1月24日	0.027	0.038	0.055
平成24年1月27日	0.030	0.044	0.059
平成24年1月31日	0.031	0.042	0.064
平成24年2月3日	0.031	0.045	0.045
平成24年2月7日	0.038	0.055	0.062
平成24年2月10日	0.032	0.038	0.061
平成24年2月14日	0.025	0.036	0.061
平成24年2月17日	0.028	0.037	0.065
平成24年2月21日	0.028	0.043	0.060
平成24年2月24日	0.026	0.038	0.064
平成24年2月28日	0.029	0.036	0.048
平成24年3月2日	0.030	0.039	0.056
平成24年3月6日	0.041	0.047	0.067
平成24年3月9日	0.027	0.040	0.054
平成24年3月13日	0.031	0.039	0.065
平成24年3月16日	0.032	0.041	0.058
平成24年3月23日	0.032	0.040	0.062
平成24年3月27日	0.035	0.039	0.061
平成24年3月30日	0.034	0.036	0.054

○県内の各港湾における海水中の放射線量

(単位：μSV マイクロシーベルト/h)

月日	①仙台港区		②塩釜港区		③石巻港	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム	放射性ヨウ素	放射性セシウム
平成23年5月18日	不検出	不検出	—	—	—	—
平成23年5月24日	—	—	—	—	不検出	不検出
平成23年6月23日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年7月7日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年7月21日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年8月4日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年8月18日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年9月1日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年9月15日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年9月29日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年10月13日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年10月27日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年11月10日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年11月24日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年12月8日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成23年12月21日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年1月5日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年1月19日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年2月2日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年2月16日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年3月1日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年3月15日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
平成24年3月29日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

2) 県内各浄化センターにおける 放射能測定結果

福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の各浄化センターから発生する下水道汚泥の放射能を測定しており、その結果、各港湾と各浄化センターともに異常がないことを確認している。

(単位：Bq/kg)

	h23.6	h23.7	h23.8	h23.9	h23.10	h23.11	h23.12	h24.1	h24.2	h24.3
仙塩浄化センター	108	86	nd	123	nd	nd	nd	52.9	36	40.6
県南浄化センター					80	nd	nd	19.3	70.9	100.2
鹿島台浄化センター	191	54	nd	126	nd	nd	nd	40.8	24.8	26.8
大和浄化センター	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	nd	57.5	29.1
石巻浄化センター	86	nd	nd	84	nd	nd	nd	nd	11.3	nd
石越浄化センター	88	102	nd	118	70	nd	nd	nd	36.7	48.6

<空白>